

「経営者保証ガイドライン」で 個人保証を外してもらおう

銀行からの借入。個人保証ナシでの融資が増えています。

2014年2月に金融庁より「経営者保証に関するガイドライン」が、金融機関に向けて発表され、それから3年が経ちました。

このガイドラインによると、債務者区分が正常先であれば、個人保証を外すことを検討する義務が金融機関に生じます。

また、新規融資の場合には、個人保証なしで貸してもらえる可能性が高まります。

そのためには、条件を満たすことが必要です。その条件とは、次の3つです。

- (1) 法人と経営者個人の分離
- (2) 強固な財務基盤
- (3) 適時適切な情報開示

漠たるこれらの条件をどう具現化するかが、会社側の課題です。

会社の金で飲み食いしない。会社個人間の債権債務を清算。しっかり利益を出して内部蓄積。役員報酬を適正化。

その上で、「個人保証を外して下さい」と要請することです。



◆現状の「個人保証なし」融資の割合は？

商工中金や日本政策金融公庫といった政府系は、昨年4～9月の融資件数のうち33%(2014年2～3月の2倍以上)の4万件弱、民間金融機関では14%の24万件(同、1ヶ月当たり4倍以上)強が、個人保証なしでした。

新規融資でなく、既存融資分で個人保証を外したものは、政府系1,314件、民間1万8,185件。個人保証ナシは、確実に増えています。(納税通信2017.2.20)

個人保証を外すには、まず返済能力。そして、法人個人の分離・強固な財務基盤・経営の透明化の3条件です。

金融庁方針が、個人保証からの解放なのです。条件を満たせば、金融機関はその交渉に応じざるを得ません。個人保証は当然のものではなくなっていきます。

2011年7月に、金融庁は銀行向けの監督指針で示しています。

「個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。」

経営者本人以外の第三者保証は、ナシが原則です。もし妻子友人の保証がまだ付いているなら、無条件で「外して下さい」と求めることができます。

<詳細やご不明点等、お気軽にご連絡ください。 ☎084-931-1428>